

平成17年度における清瀬市オンブズパーソン条例の運営状況の公表
について

清瀬市オンブズパーソン条例（平成16年清瀬市条例第1号）第19条
及び清瀬市オンブズパーソン条例施行規則（平成16年清瀬市規則第16
号）第13条の規定に基づき、平成17年度における清瀬市オンブズパー
ソン条例の運営状況について、次のとおり公表します。

平成18年4月26日

清瀬市オンブズパーソン



記

1 期間

平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

2 苦情申立て件数及び調査件数等

- | | |
|------------------|------------|
| (1) 苦情申立て件数 | 1件 |
| (2) 調査件数 | 1件（市長部局関係） |
| (3) 意見若しくは勧告又は提言 | 1件（意見） |

3 市の機関に対する意見若しくは勧告又は提言の要旨

上記2（3）の意見の要旨は、別紙「苦情等に係る意見書」のとおり
です。

別紙「苦情等に係る意見書」

	意見・勧告等の区分	要 旨	
事案 1	意見	苦情申立ての趣旨 (調査事案の趣旨)	<p>清瀬市では、インフルエンザ予防接種を65歳以上の高齢者が市の指定した医療機関で受ける場合に限り、費用を市が半額負担することが市報等で案内されている。</p> <p>税金を使用した補助は、対象となる市民全員が公平に差別なく実施されるべきである。</p> <p>市行政サービスの65歳以上の高齢者インフルエンザ予防接種費用の個人負担が、市内の何処の医療機関で受けた場合であっても半額負担でできるように改めて欲しい。</p>
		意見を する対象とな った市の機 関(主管課等)	健康福祉部健康推進課
		オンブズパー ソンが市長に 対して行った 意見の要旨	<p>今後、高齢者インフルエンザ予防接種に関するお知らせを、市報等に掲載する場合には、同制度の法的位置付けを踏まえたうえで、費用を市が半額負担するかなのような誤解を市民の方々に与えないよう、その記載内容に配慮すること。</p> <p>また、市の指定がない清瀬市医師会に加盟していない医療機関において予防接種を求める住民があったときは、他の住民との公平感を念頭において、清瀬市医師会と現に契約する条件に沿って、未加入の医療機関の承諾が得られる場合には、新たに委託契約を締結して予防接種事業を実施すること。</p>